

# 「技術革新や新需要への機動的対応 に向けた電波割当制度改革」 へのコメント

2017年10月17日  
東洋大学名誉教授  
山田 肇

# 土地とのアナロジーが理解の第一歩

- 1 土地はもともと国民の共有財産だったが時代と共に私有地が生まれ、私有地の中には放棄されたり利用率の低いものがある
- 1 電波はもともと国民の共有財産だが、総務省による配分の結果、時代と共に私有地同然の専有周波数が生まれ、専有周波数の中には放棄されたり利用率の低いものがある

# 放棄された電波の事例

- 1 2004年に2.6GHz帯30MHz幅で移動体向けマルチメディア放送を開始した「モバHO!」は09年に破綻
- 1 TD - CDMA方式(2.0GHz帯15MHz幅)で05年に移動通信事業に参入したアイピーモバイルは07年に破綻
- 1 携帯端末向けマルチメディア放送(200MHz帯14.5MHz幅)で10年に電波免許を取得した「NOTTV」は15年に破綻

# 利用が進まない電波の事例

- 1 2.5GHz帯地域BWAはデジタルデバイドの解消をうたい08年より「地域WiMAX」として地域のケーブルテレビ会社が事業化した<sup>が</sup>、利用地域が限られるため加入者数は伸びず<sup>(脚注)</sup>
- 1 一方で、全国サービスのUQ WiMAXは16年に累計契約数が2000万件を突破
  - (脚注)総務省「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果」(2013年)によれば、全国の市区町村数のうち約95%は基地局を開設せず、新規の事業参入は停滞。加入者数はわずか13,416

# 用途が細分化されるなどで 利用率が低い事例

- 1 個々は小出力で同一周波数が繰り返し利用されているが、過去を引きずり膨大な免許数
  - 指令と列車をつなぐ鉄道無線のほかに「構内入換作業用」の専用波(300MHz帯)
  - テレビ局には中継用のほかに、局と中継車の連絡に使う連絡波という専用波(400MHz帯)
  - 参詣者や車両の整理に使う神社用の専用波(400MHz帯)、同様にロックフェス用の専用波
  - 花火大会などの行事のための専用波(400MHz帯)
  - 野球場のビール売りが使う専用波(400MHz帯)

# 官公庁用も用途が細分化

- 1 例えば内閣府移動局MCA複信式や国会事務局(300MHz帯)といった、限定された利用者を対象とする割当原則が存在
- 1 一方で、自衛隊・海上保安庁・消防・警察など国家保安に直結する専用波も存在
- 1 携帯電話利用に移行すべき電波と利用率を問うべきでない国家保安用電波の分別が必要

# 電波の区画整理が必要

- | 区画整理によって放棄地や利用率の低い土地が集約され、土地全体の利用価値が向上する
- | 同様に、放棄されたり利用率の低い電波は集約して、全体としての利用価値を向上させるべき
- | 「官民の電波利用状況に関する情報開示」がアクションの前提

# 総務省「電波の利用状況調査」 の問題点

- 「無線局の具体的な使用実態」「他の電気通信手段への代替可能性」「電波を有効利用するための計画」「使用周波数の移行計画」について免許人に報告を求めているのが問題
- その結果、完了を予定している免許人・廃止予定のある免許人はいない、という結論が導かれてしまう



# 「発射状況調査」の徹底

- 「電波の利用状況調査」に付随する「発射状況調査」は現状、周波数帯と日時・場所を選んでのサンプル調査に過ぎない
- それでも、箱根駅伝の中継での800MHz帯映像FPUは選手が走っていない区間・時間は全く利用されていない一方、無線LANは常に高密度利用といった状況が根拠データと共にわかる
- 全帯域・全日・週間(月間)というように調査を拡大すれば「区画整理」すべき電波が見えてくる

# 米国で進む公共用電波の区画整理

- 「国家ブロードバンド計画」(2010): 政府が所有 / 影響力を有する資産について効率的に配分し利用することを保証。Commercial Spectrum Enhancement Act (CSEA) を徹底(脚注)
- CSEA2015年次報告には1710-1755MHzと、1695-1710MHzおよび1755-1780MHz帯を民間開放したとの記載
  - (脚注) CSEAは連邦機関の業務周波数を同等品質の周波数または施設(Facility)にタイムリーに移転させ、以前の周波数に関する連邦機関の権限を終了させる

# 区画整理後の配分方法

- Ⅰ 国有地は競争入札で売却し、公平性・透明性を担保
- Ⅰ 区画整理で生まれた電波も競争入札(電波オークション)で利用権を売却するのが適切(脚注)
- Ⅰ 電波オークションは比較審査に比べ行政の負担は軽減され、公平・透明に、電波を機動的に再配分する仕組み
  - (脚注: 鬼木甫調べ) OECD諸国では日本以外で導入済みで、アジア圏でもインド、インドネシア、韓国、タイ、パキスタンなど多くの国々で実施

# 固定資産税と電波利用料

- | 土地等の不動産には評価額に比例して固定資産税を課税するが、電波も経済的価値に比例して電波利用料を課税するのが適切
- | 現行も経済的価値を用いるのを原則としているが、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与に係る特性係数」「国民の電波利用の普及に係る責務に係る特性係数」で値引きするため、比例関係なし
- | 電波利用料体系の再設計が必要

# 電波利用料の使途も再設計

- | 電波監視業務の実施・総合無線局監理システムの整備・運用の費用を賄うために導入されたが、電波資源拡大のための研究開発の実施などに拡大され、IoT機器等の適正利用のためのICT人材育成も追加
- | 総額620億円のうち、本来業務用は100億円以下にすぎない
- | 固定資産税が一般財源のように、電波利用料も一般財源化が適切

# (参考) 電波利用料の用途

- | 電波監視業務の実施
- | 総合無線局監理システムの整備・運用
- | 電波資源拡大のための研究開発の実施
- | 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務の実施
- | 技術基準策定のための国際機関等との連絡調整事務の実施
- | 電波の安全性に関する調査及び評価技術
- | 標準電波による無線局への高精度周波数の提供
- | 携帯電話等エリア整備事業
- | 公衆無線LAN環境整備支援事業
- | 電波遮へい対策事業
- | 周波数の使用等に関するリテラシーの向上
- | IoT機器等の適正利用のためのICT人材育成
- | 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備等
- | 民放ラジオ難聴解消支援事業
- | 4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備支援等 (BS/CS-IF対策)
- | 電波利用料制度に係る制度の企画、立案等

## まとめ

- 1 全帯域・全日・週間(月間)での「発射状況調査」を根拠に、国家保安に関わる電波を除き、公共用電波も対象に区画整理
- 1 区画整理後の電波は公平・透明なオークションで配分
- 1 電波利用料は経済的価値に比例する単純な制度に改革し、用途を制限して一般財源化
- 1 区画整理・オークション・電波利用料は三つの独立した改革であり、連動は必ずしも不必要